

財務省告示第十二号

省令第三十号（第七條第三項の規定に基づき、平成十九年十二月十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年一月十一日

財務大臣 額賀 福志郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその	振替法の適用	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行行	発行行
利付国庫債券（二年）（第二百六十三回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第七	十六條第一項	成十三條法律第七十五号。以下	株式会社ゆうちょ銀行による引	額面金額で三千三百九十八億円	一千万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿	平成十九年十二月十七日	額面金額百円につき百円四銭五厘
			「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替					の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。		

十二

の経過
払込み

株式会社のゆうちょ銀行代表執行
役員は、払込金額に追加、執行
の算式により払込額を第
十号の規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{2}{365}}$$

十三

初期
利子

平成二十年六月十五日を支払期
とし、次の算式により出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四

第二期
の利子

毎年六月十五日及び十二月十五
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六箇月に属す
る利子を支払う。

十五

償還
金額

平成二十一年十二月十五日
額面金額百円につき百円

十六

元利
支

十七

払込
期日

平成十九年十二月十七日